

2024年12月5日

連絡先:

金杜法律事務所上海オフィス

特許部 パートナー弁理士 馬 立栄 (日本語可)

中国上海市徐汇区淮海中路 999 号

上海環貿広場 1 期 17F

malirong@cn.kwm.com

D: +86 21 2412 6126 | M: +86 13641661068 (中国) | M: +81 80 5912 5678 (日本)

## 政策とニュース

### 国家知識産権局、『中国專利集約型産業統計モニタリング報告』を発表

国家知識産権局は先般、『中国專利集約型産業統計モニタリング報告』

(以下、『報告』という、[リンクはこちら](#)) を発表した。『報告』では、中国の專利集約型産業はイノベーション能力が高く、発展の潜在力が大きく、全国の企業による研究開発費投資のうち 50% 近くが集中し、發明專利の約 70% を生み出し、中国の GDP の 12.71% を占めることが示された。

また、『報告』では次の点を指摘している。2022 年に中国の專利集約型産業の規模は着実に増大し、專利集約型産業の付加価値額は 15 兆元を突破し、2018 年から 2022 年までの年平均成長率は 9.36% で、同時期の名目 GDP 年平均成長率を 2.37 ポイント上回った。專利集約型産業の牽引力は突出しており、2018 年から 2022 年までに、專利集約型産業のうち、新興産業の代表である ICT サービス業と ICT 製造業の付加価値額の年平均成長率は 14.86% と 10.23% に達し、二桁成長を達成した。專利集約型産業の研究開発投資は拡大を続けており、2022 年には産業研究開発費の内部支出が 1 兆 1400 億元に達し、非專利集約型産業の 2.23 倍となった。営業収入に占める新製品の売上高比率は 37.02% に達し、非專利集約型産業よりも 15.85 ポイント高い。

### 国家知識産権局、『知的財産権強国の建設発展に関する報告 (2024 年)』を発表

国家知的財産権強国建設作業部の省庁間合同会議事務局は、関係各方面と共に、『知的財産権強国の建設発展に関する報告（2024年）』（以下『報告』、[リンクはこちら](#)）を取りまとめた。

『報告』は、中国の知的財産権強国の建設発展目標に関する全体的な進捗状況と、知的財産権強国の建設の効果を総括したものであり、国家および地方の2つのレベルから知的財産権強国の建設発展状況を評価し、知的財産権強国の建設が直面している状況を分析し、知的財産権強国の建設の発展について見通しを示している。

『報告』では次のような内容が示された。知的財産権創造の質を向上させ、重要且つ核心的な技術を支える知的財産権の推進業務体制を改善し、産業と知的財産権の共同発展メカニズムを整備し、重点産業における知的財産権の強力な連鎖を促進し相乗効果を高める。専利の産業化による中小企業成長促進プログラムを実施し、専利に関し優位性がある「専精特新」の中小企業（訳注：専門性、精巧な技術力、独自性、新規性に優れた中小企業を指す）などをより多く育成する。大学や研究機関の専利ポートフォリオを全面的に整理し、専利の商用化と運用における課題と障害の解決に努める。知的財産権の市場化運営を促進し、全国知的財産権運営サービスプラットフォームシステムの相互利用、開放、共有を推進する。専利開放許諾制度の効率的な運用を推進する。技術、専利、基準の協調的な発展を推進する。知的財産権資産証券化モデルを刷新し、知的財産権資産証券化事業の監督体制を整備する。専利・商標代理の品質モニタリングと信用評価メカニズムを整備し、知的財産権サービス産業の集積地区と輸出基地の構築を加速し、知的財産権サービス産業の質の高い発展を促進する。

また、「報告書」によると、専利出願と授権に関して、2023年に中国では計92万1000件の発明専利に対し授権を行い、PCT国際特許出願を7万4000件受理し、ハーグ国際意匠出願を1,814件提出した。専利運用に関しては、専利開放許諾が1万7000件に達し、知的財産権にかかる技術契約の取引額が2兆1661億元に達し、前年比20.3%の増加となった。調査によると、中国の発明専利の産業化率は39.6%に達し、5年連続で着実に増加しており、企業の発明専利の産業化率は初めて50%を超えた。

## 事例

### 〇〇 [技術の主体的な提供により他者の専利実施を誘導し、それに基づき提訴することは悪意ある訴訟に該当する — 最高院が判断](#)

#### 事件の概要

最高人民法院（以下、「最高院」）の知的財産権法廷は、中山市の金属製品工場と広東省の新材料会社との間で発生した、悪意ある知的財産権訴訟の損害賠償責任および商業誹謗行為をめぐる紛争について二審判決を下

し、上訴を棄却して原判決を支持した。

最高院は、専利権者が犯意を以て誘導する「おとり」によって得た証拠は、それだけでは侵害の成立を証明できず、専利権者がこれに基づいて高額侵害訴訟を提起したことは、自身の訴訟請求に事実上の依拠が明らかに欠如していることを明白に知りながら行ったものであり、悪意ある訴訟に該当するとの判断を示した。

広東省の新材料会社は、「ガイドレール」という名称の実用新案専利（以下、「本件専利」）の専利権者である。広東省の新材料会社は、中山市の金属製品工場が本件専利権を侵害したという初歩的な証拠を取得していない状況において、本件専利のすべての技術が含まれた図面を、自社の従業員を通じて中山市の金属製品工場に提供し、図面に従ってサンプルを製作するよう要求するとともに、当該サンプルを購入した。その後、広東省の新材料会社は、中山市の金属製品工場とその投資家である李氏に対し、専利侵害訴訟を提起した。広東省の新材料会社はさらに、中山市の金属製品工場の顧客に侵害警告書を送付し、中山市の金属製品工場がその専利権を侵害している疑いがあるとして、侵害製品を購入しないよう顧客に注意を促した。専利侵害訴訟では、有効な判決において、提訴された専利侵害行為は専利権者の許可を経て実施されたものであり、無許可の侵害行為には当たらないとの判断が示され、広東省の新材料会社の訴訟請求を棄却する判決が下された。当該専利侵害訴訟の決着後、中山市の金属製品工場と李氏は、広東省の新材料会社が誘導により証拠を取得し専利訴訟を提起した行為は、知的財産権訴訟の悪意ある提起に該当するとし、訴訟中の合理的な支出の賠償と精神的損害の賠償金支払いを広東省の新材料会社に求める訴えを広州知識産権法院に提起した。

一審裁判所は、広東省の新材料会社が中山市の金属製品工場の侵害行為を意図的に誘発した行為は「教唆」に相当し、本来は侵害の意図がない者に侵害の意図を生じさせて侵害行為を実施させたものであり、広東省の新材料会社は悪意を以て知的財産権訴訟を提起したとして、広東省の新材料会社に対し、弁護士費用を含む合理的な支出について計 11 万 5000 元の賠償を命じる判決を下した。広東省の新材料会社はこれを不服として上訴し、証拠の取得方法には瑕疵があるものの、製品情報を確定するために購入側が工場に図面を送付することは業界の取引慣行であり、中山市の金属製品工場による侵害の証拠を得るには、図面を提供して取得するしかなく、これに替わる証拠取得方法は客観的に存在しないと主張した。

最高院は二審で次のような判断を示した。民事の主体が民事活動に従事するか、民事訴訟の主体が訴訟活動を行うかにかかわらず、いずれの場合も信義則を遵守しなければならない。同じ道理により、信義則は、知的財産権の権利者が自身の権利を保護するために行う証拠取得活動にも適用される。『最高人民法院による知的財産権の民事訴訟の証拠に関する若干の規定』第 7 条第 2 項によると、被疑侵害者が他人の行為に基づいて知的財産権の侵害行為を実施した際の証拠は、権利者による侵害訴訟の証拠とすることができるが、被疑侵害者が

権利者の証拠取得行為のみに基づいて知的財産権侵害行為を実施した場合は除外される。広東省の新材料会社が主張するように購入側によるオーダーメイドが業界の慣行であるとしても、この業界の慣行は、権利者が製作側にすべての技術を提供して取引を完了することを求めているわけではない。購入側は製作側に対し、具体的な技術にかからないサイズ、仕様などの要件だけを提示すればよく、したがって、被疑侵害者に対し取引の一般的な条件または機会のみを提供すればよい。このような状況下で、製造側が製造した製品が本件専利権の保護範囲内に収まるとすれば、それは本件専利権の侵害行為に該当することになる。しかし、広東省の新材料会社は本件においてそうしたことをせず、中山市の金属製品工場に対し、本件専利のすべての技術が含まれた図面を直接提供し、それに従って生産することを要求した。したがって、中山市の金属製品工場が図面に従って製造した製品は、必然的に本件専利権の保護範囲に収まることになる。広東省の新材料会社は本件専利の権利者であり、通常であれば、中山市の金属製品工場に図面を提供した行為は、中山市の金属製品工場がその専利を実施することへの同意とみなされるべきであるが、広東省の新材料会社は専利権者としての身分を隠して本件専利の技術を中山市の金属製品工場に提供し、それに従って生産することを要求し、広東の新材料会社から提供された技術に基づいて中山市の金属製品工場が専利を実施した行為を、中山市の金属製品工場による本件専利権の侵害の証拠とした。同時に、広東の新材料会社は、中山市の金属製品工場に本件専利の図面を提供する前に、中山市の金属製品工場が本件専利権の製造、販売、販売の申し出などの侵害行為をすでに実施した、または実施する予定であったことを示す他の証拠を示していない。この状況では、広東省の新材料会社によるこうした証拠取得行為は、事実上、中山市の金属製品工場による被疑侵害行為の実施を誘導したものである。当該行為は信義則に違反しており、広東省の新材料会社が主張する証拠取得の瑕疵ではない。広東省の新材料会社が上述の方法で取得した証拠は、専利権侵害訴訟で採用されるべきでなく、上述の証拠を侵害の証拠として専利権侵害訴訟を提起することは、明らかに事実上の根拠に欠ける。

最高院は次の点を強調している。広東省の新材料会社は、中山市の金属製品工場がすでに侵害した、または侵害する予定であったことを示す証拠がない状況の下で、技術を提供し、本件専利権の保護範囲に収まる製品を中山市の金属製品工場が製造・販売するよう誘導し、取得した製品を侵害の証拠として訴訟を提起した。また、広東省の新材料会社は、訴訟において自社に有利な証拠のみを提出し、誘導による証拠取得の事実を意図的に隠蔽したほか、高額の侵害賠償金を請求し、財産の保全を申請し、関連する顧客に侵害警告書を送付することで、中山市の金属製品工場の正常な経営を妨害し、それに影響を与えた。上述の事実は、広東省の新材料会社が訴訟権を周到かつ慎重に行使せず、訴訟行為によって他人に不必要な損失や経営難をもたらすことを意図していたことを示しており、その行為は明らかに正当な権利保護の合理的な限度を超えており、主観的に明白な悪意があり、知的財産権訴訟の悪意ある提起に該当する。よって、最高院は上訴

を棄却し、原判決を支持した。

二審の事件番号：（2022）最高法知民終 2586 号 判決については[こちら](#)  
[のリンク](#)を参照されたい。

### モデル的な意義

本件の訴訟は、専利権者による証拠取得の誘導行為に端を発しており、自身の請求が事実上の根拠を欠くことを明白に知りながら訴訟を提起したものであり、相手方の正当な権益を侵害するという不当な訴訟目的を有し、悪意ある訴訟に該当する。本件の判決は、権利者が訴訟において信義則を厳守し、慎重に訴訟権を行使し、証拠取得方法の合法性に留意すべきであり、権利を乱用してはならないという司法の方向性を反映したものであり、このような悪意ある訴訟事件の処理に対し参考となる意義を有する。